

第9回 公開シンポジウム

「ここまで進んだ！所有者不明土地対策」

～実務者の立場から課題と未来を考える～

私たちが目指すのは官公署の登記などをお手伝いすることを通じて「不動産に係る国民の権利の明確化」や「国民の権利の保護」を進めることであり、両協会の設立以来それぞれの業務に邁進して参りました。

これまで両協会は協力して8回にわたり幾つかのテーマで公開シンポジウムを開催してきました。直近の2回は国土の面積の4分の1にも相当すると言われている「所有者不明土地問題」を取り上げて、その解消に向けた法整備・運用を行っている行政機関の担当者による講演を行ったところ、多くの方のご参加をいただき、また、説明資料や内容も充実していて大変大きな反響がありました。

今回は、これらの法律に基づいて実生活を営む国民とその生活に深く関わる業務に携わる資格者の立場から、関係法律の再確認と制度の現状や課題についても踏み込んでみたいと思います。

この企画を通じて「所有者不明土地問題」の解消に向けてどう行動していくべきかの提言ができればと考えています。

日時

令和7年 6月5日(木) 13:30 (受付 12:30)

会場

アルピコプラザホテル 3階「ミヤビエ」(参加無料・申込不要)

JR松本駅前：公共交通機関のご利用をお願いします。駐車場は有料駐車場の利用となります。

第1部：講演① 13:40～14:25

相続登記義務化この1年と住所等変更登記義務化の開始

施行から1年が経過した「相続登記の義務化」と令和8年4月1日に施行される「住所等の変更登記の義務化」について

講師：(公社)長野県公共嘱託登記司法書士協会

第2部：講演② 14:40～15:10

相続土地国庫帰属制度の実務

令和5年4月27日からスタートした「相続土地国庫帰属制度」について帰属までの具体的なプロセスについて

講師：(公社)長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

(公社)長野県公共嘱託登記司法書士協会



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」

第3部：講演③ 15:20～16:00

国土調査法第19条第5項指定制度の使い方

所有者不明土地対策とは直接の関連は無いものの、各種測量成果が地籍調査の成果と同一のものとして
法務局の不動産登記法第14条第1項地図として備えられ公表される「国土調査法第19条第5項指定制度」の活用方法について

講師：(公社)長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会／地籍アドバイザー

第4部：「まさことみんなの質問タイム」 16:10～16:45

本テーマに関連して国民の皆様が抱く疑問について参加者と一緒に考える時間

進行・代表質問者：ラジオパーソナリティ 塚原 正子 氏

※内容には若干の変更が生じる場合もございます。※第4部で取り上げてほしい質問を、事務局専用アドレスで事前に受け付けます。



主催：(公社)長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会／(公社)長野県公共嘱託登記司法書士協会 後援：長野県土地家屋調査士会／長野県司法書士会

お問い合わせ：(公社)長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 事務局 専用アドレス E-mail: 8k@nagano-kt.com

〒380-0872 長野市大字南長野妻科399番地2 Tel.026-232-3301 Fax.026-232-3305 URL <http://www.nagano-kt.com/> E-mail:nkt@nagano-kt.com